

人 材 紹 介 契 約 書

株式会社〇〇と（以下「甲」という）と、株式会社 Search&Search（有料職業紹介事業許可番号：13-ユ-318194）以下「乙」という）は、以下の業務について下記の通り契約を締結する。

第1条（業務）

甲は乙に、甲の人材採用に関するコンサルティング業務を委託し、乙はこれを受託する。乙は甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙ならびに乙と業務提携する有料職業紹介事業者が探索した人材を選抜・紹介し、採用にいたらしめるまでの活動を支援する。

第2条（報酬）

1. 甲は、コンサルティング料として、乙が紹介し、甲が採用した者（以下「被採用者」という）1名ごとに、当該被採用者の理論年収の35%（税別）を乙に支払うものとする。

上記「理論年収」は、次の算式により計算する。

理論年収＝（基本給＋職務手当＋住宅手当＋家族手当＋その他固定的に毎月支給される手当（但し、交通費は除く）＋同職務同年齢者の月平均超過勤務手当）×12＋（同職務同年齢者の前年実績賞与支給額）

なお、被採用者の給与が年俸制の場合は、入社初年度1年間の年俸額を理論年収とする。但し、年俸が「固定報酬＋成果報酬」で決定される場合は、（固定報酬＋期待する業績を達成した場合の成果報酬）より導いた年俸額を理論年収とする。

第3条（人材紹介手数料の返還）

1. 採用従業員が、(i) 自己都合により退職した場合、(ii) 懲戒またはその他専ら当該採用従業員の責に帰する事由により退職また解雇された場合、(iii) 試用期間終了後に合理的かつ正当な事由により正式採用されなかった場合は、第2条で支払われた紹介手数料について、乙は、当該採用従業員の退職日または解雇日の翌月末までに、以下の割合で甲に返還するものとする。

入社3ヵ月以内の場合 50%

入社後1ヶ月超2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

入社後2ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20%

2. ただし、採用従業員が、甲に入社後3ヵ月以内に、(i) 甲の責に帰すべき事由により退職した場合、(ii) 甲の都合により解雇された場合、(iii) 天災によって職務遂行不可能になった場合、(iv) 死亡により退職した場合は、前項の紹介手数料の返還は適用されないものとする。
3. 前1項にかかわらず、乙が甲に対して提供した採用従業員に関する情報（学歴・職歴・病歴・資格を含むがこれに限られない）に誤りがあったことにより、甲が採用従業員を入社後1年以内に解雇し又は採用従業員が退職した場合には、乙は人材紹介手数料の全額を甲に返還するものとする。

第4条（支払）

乙は、前項のコンサルティング料を採用従業員の入社日の月末までに甲に対し請求し、甲は乙の請求書受領した月の属する月の翌月末までに乙指定の銀行口座に振込により支払うものとする。

第5条（オーナーシップ）

乙が選考・選抜した人材を紹介した日より1年間、甲が乙の合意なく直接接触し採用を決定して入社せしめた場合も、本契約に該当するものとする。

第6条（資料の掲示）

甲は、乙がコンサルティング業務を行うために、その募集している人材のスペック、採用後の業務の内容、給与の予定等、乙が要求する必要な情報を提供するものとする。

第7条（機密保持）

乙は、甲より人材採用コンサルティングの依頼があった事実のほか、第5条に基づき受領した情報を、機密として保持し、甲の事前の同意なく第三者（乙が候補者として甲に紹介する者を除く）に開示してはならない。但し、以下の情報は、かかる機密保持義務の対象外とする。

- ① 甲から開示を受ける前に既に乙で保有し、または乙が第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手していた情報
- ② 甲から開示を受ける前に既に公知または公用となっていた情報

- ③ 甲から開示を受けた後に乙の責によらず公知となった情報
- ④ 甲から開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく乙が入手した情報
- ⑤ 裁判所や行政機関からの命令により乙が開示を求められた情報

第8条（個人情報）

甲は、乙から知り得た、乙が紹介した候補者に関する一切の個人情報について、厳重に管理するものとし、当該情報を第三者に開示または漏洩してはならず、また、甲の採用目的以外に使用してはならない。また、甲は、採用しないと決めた候補者の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄しなければならない。

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自らが暴力団その他の反社会的勢力ではなく、また、これら反社会的勢力と一切関係をもたないことを確約する。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、その名称を問わず、当事者間で締結した如何なる契約をも解除することができる。
 - ① 相手方又は相手方の役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明したとき
 - ② 相手方の取引先又はその役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明し、善処を求めたのにも関わらず関係改善がされなかったとき
 - ③ 相手方が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫の言辞又は業務妨害行為などの行為をしたとき
3. 本条に基づき契約解除があった場合、解除された側は解除した側に対し、解除した側が解除により被った損害を賠償しなければならないものとする。また、解除した側は、解除された側に損害が生じたとしても、これによる一切の損害賠償責任を負わず、また違約金・解約金等の支払い義務も負わないものとする。

第10条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による異議申し立てのないときは、本契約は1年間同条件で更新するものとする。また、以後も同様とする。

第11条（契約の解除）

1. 甲または乙は、相手方が次の各号の1つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することが出来る。
 - ① 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにもかかわらず、相手方がその違反を是正しないとき
 - ② 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
 - ③ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
 - ④ 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
 - ⑤ 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
 - ⑥ 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲歩し、またはしようとしたとき
 - ⑦ その他前各号に類する事情が存するとき
2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第12条（協議）

本契約に規定のない事項や、この契約条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決する。

第13条（裁判管轄）

第11条によって解決できなかった場合の第一審の専属的管轄裁判所は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所とする。

本契約書は2通作成し、甲、乙が各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲：

乙：

〒103-0027 東京都中央区日本橋 3 丁目 7-7

日本橋アーバンビルディング 4 階

株式会社 Search&Search

岩屋 広志朗